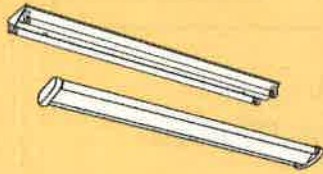


## 昭和52年3月以前に建築された 営業所・事務所等をお持ちの皆様

昭和52年3月までに建築、改築された事業用の建物には、**PCBが使用された照明器具**が残っている可能性があります。

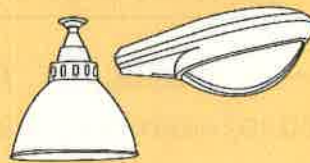
### 蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



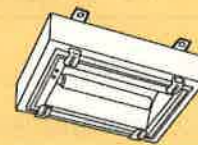
### 水銀灯器具

(高天井用・道路用)



### 低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



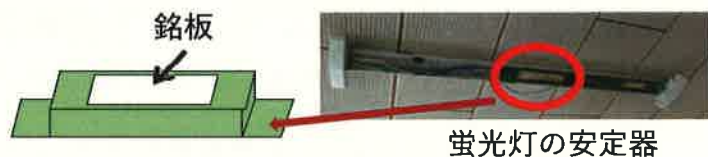
※日本照明工業会HPより

○ PCB廃棄物は、PCB特別措置法により期間内の処分が義務づけられています。

○ 秋田県内の場合、照明器具に係る高濃度PCB廃棄物は、**「令和5年3月31日」**までに処分する必要があります。

○ PCB使用の有無に係る判定方法の詳細は日本照明工業会HPを御確認ください。 <http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

※ PCB使用の有無は、照明器具のラベル又は安定器の銘板から確認できます。



○ PCB廃棄物処理に係る中小企業向け各種支援制度については裏面をご覧ください。

**現在、昭和52年3月までに登記された建物の所有者に対し、PCB使用照明器具の保有状況に関する調査を実施中です。御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。**

※ 一般家庭用の照明器具にはPCBは使われておりません。

問い合わせ先

秋田県生活環境部環境整備課 TEL 018-860-1624

秋田市環境部廃棄物対策課 TEL 018-888-5173

## PCB廃棄物処理に係る中小企業向け各種支援制度

### ○ PCB廃棄物の処理費用に対する負担軽減措置

中小企業者等の方々が保管するPCB廃棄物の処理費用は、一定の要件を満たす中小企業者等にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。

#### 問い合わせ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)  
中小軽減担当 0120-808-534

詳細は次のホームページで御確認ください。

[https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_03.html](https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)

### ○ PCB使用照明器具の有無に係る調査費用への補助

昭和47年以前に製造された使用中のPCB使用照明器具の有無に係る調査、ならびにCO<sub>2</sub>削減効果のあるLED照明器具への交換に係る費用の一部を支援します。

#### 問い合わせ先

一般社団法人温室効果ガス審査協会  
ASSET事業運営センター 03-6261-4381

公募要領は次のホームページで御確認ください。

<https://www.gaj.or.jp/eie/rule/index.html#d>

※ 2020年1月31日15時までの受付となっております。

### ○ PCB廃棄物の処理費用に対する融資

PCB廃棄物処理は、日本政策金融公庫における環境・エネルギー対策資金（国民生活事業、中小企業事業）の融資対象となります。

#### 問い合わせ先

日本政策金融公庫の各支店の中小企業事業窓口  
又は中小事業の代理店の窓口

詳細は次のホームページで御確認ください。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15\\_kankyoutaisaku\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html)